

公共施設等のバリアフリー化推進協議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市移動等円滑化促進方針（令和3年3月策定）に規定するバリアフリー化に関する当事者参加の機会の確保に関し、公共建築物の新築等の事業実施に当たって行うバリアフリー化の推進に係る協議（以下「推進協議」という。）に必要な事項を定める。

(推進協議実施者及び推進協議実施団体)

第2条 推進協議実施団体は、健康福祉局生活福祉部地域共生推進課長（以下「地域共生推進課長」という。）の依頼により、推進協議実施者を選任する。

2 前項の推進協議実施団体は、特定非営利活動法人堺障害者団体連合会及び一般社団法人堺市老人クラブ連合会とする。ただし、当団体と地域共生推進課長との調整により、これら以外の団体を推進協議実施団体とし、又は推進協議実施者に専門家等を加えることができる。

(推進協議の実施時期)

第3条 推進協議は、一の事業につき、計画段階等適切な時期に、事例に応じて複数回実施することを原則とする。この場合において、実施時期については、計画内容、進捗状況等を十分考慮のうえ設定するものとする。

2 推進協議は、計画内容の確認等を目的として計画の完成後に実施するものを除き、内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。

(推進協議の実施方法等)

第4条 推進協議は、次に掲げる事項に基づき、実施するものとする。

- (1) 資料等を閲覧し、又は直接現地で行うものとする。
- (2) 推進協議を実施する場所（会議室又は現地）、説明資料等は、事業実施部局（他部局に予算を委託して実施する事業については委託元の部局をいう。以下同じ。）において用意するものとする。
- (3) 推進協議実施者の人数は、原則として12名以内とする。ただし、専門家等が参加する場合は、当該専門家等の人数は、この数に含めない。
- (4) 推進協議実施者は、自らの身体の状態、経験等を踏まえながら、すべての利用者にとって安全で使いやすい施設をめざす観点から、バリアフリー化に関する意見を

述べるものとする。

- (5) 推進協議実施者、事業実施部局間における意見調整等、推進協議の進行については地域共生推進課が行うものとする。

(対象事業の決定)

第5条 事業実施部局は、次の各号に該当する事業を堺市内において実施する場合は、原則として事業に着手（設計）する年度の前年度に、地域共生推進課長の照会に応じて回答するものとする。

(1) 公共建築物

公共建築物（床面積2,000平方メートル以上）の新・増改築であって、不特定多数の者が利用する部分を対象とする。ただし、公共住宅及び公共建築物で特定の者が利用する部分については、高齢者、障害者、乳幼児連れの方等の利用の実態に応じて検討するものとする。

また、小規模な公共建築物については、物理的な制約から整備の内容が限られることが想定されるが、高齢者、障害者、乳幼児連れの方等の利用の実態に応じ、その安全の確保、次いで利便性や快適性の追求にとって必要性の高い整備について検討するものとする。

(2) 公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定される4.0ha以上の都市公園において、新規整備又は新規整備と同等規模の大規模改修を実施する場合であって、特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第15号）を対象とする。ただし、以下に該当する場合については、除外できるものとする。

ア 地形、自然環境、史跡の存在などから、工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更などを行うことが他の法令または条例の規定により制限される場合

イ 地形、自然環境、史跡の存在、その他の特別の理由によりやむを得ない場合。

- 2 地域共生推進課長は、推進協議の実施方法、実施回数について、事業実施部局及び推進協議実施団体と調整のうえ決定するものとする。

- 3 地域共生推進課長は、前項の規定により、推進協議の実施、実施方法等を決定したときは、事業実施部局に通知するものとする。

(推進協議の依頼)

第6条 事業実施部局は、推進協議の実施を希望する日の1か月前までに、地域共生推進課長にバリアフリー化推進協議実施者選定依頼書（様式第1号）を提出するものと

する。

- 2 地域共生推進課長は、前項の規定によりバリアフリー化推進協議実施者選定依頼書（様式第1号）の提出があったときは、推進協議実施団体に書面により推進協議実施者の選定を依頼する。

（実施決定）

第7条 推進協議実施団体は、前条第2項の規定による依頼があったときは、推進協議実施者を選任するとともに、地域共生推進課長にバリアフリー化推進協議実施者名簿（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 地域共生推進課長は、推進協議の実施日程及び推進協議実施者について、決定後速やかに事業実施部局に通知する。

（結果報告）

第8条 事業実施部局は、推進協議実施時の状況について、推進協議実施後速やかに、バリアフリー化推進協議結果報告書（様式第3号）により地域共生推進課長に報告するものとする。また、推進協議実施時に、検討が必要である等の理由により回答を保留した事項がある場合は、当該事項への回答を含めて報告するものとする。

- 2 地域共生推進課長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく推進協議実施団体へ送付する。

- 3 推進協議の結果については、市のホームページに公開するものとする。

（異議）

第9条 推進協議実施団体は、前条第1項の規定による事業実施部局からの報告に異議のあるときは、報告があった日から14日以内に、堺市バリアフリー化庁内推進検討会（以下「庁内委員会」という。）に申し出るものとする。

- 2 前項の規定による申し出の処理に関し必要な事項は、庁内委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 令和3年度及び令和4年度に実施する事業については、第5条第1項の規定は適用せず、地域共生推進課長が事業実施部局及び推進協議実施団体と調整のうえ、推

進協議の対象とする事業を決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。